

高齢者の権利保護に関する日仏比較研究
——尊厳ある老後の実現に向けた私法制度の包括的検討

山田 希（立命館大学）

第1章 研究の背景と課題設定

1.1. 問題の所在

1.1.1. 日本の高齢化の現状と課題

内閣府の「令和7年版高齢社会白書」¹によれば、2024年10月1日時点で日本の総人口に占める65歳以上人口の割合は29.3%、人数では3,624万人に上る（白書2頁）。2070年には高齢化率が38.7%へ達すると推計されており（同3頁）、社会保障や地域コミュニティ、労働市場を含む広範な領域で抜本的な再編が避けられない。なかでも深刻なのは、認知症高齢者の急増である。厚生労働省研究班（代表者・二宮利治九州大学教授）の最新推計（2024年5月発表）では、2025年には認知症高齢者が約471.6万人に達し、高齢者のおよそ8人に1人（有病率12.9%）が認知症になると推計されている（同31頁）。認知機能の低下に伴い、財産管理や法律行為をめぐるトラブルが急速に顕在化しつつあり、本人の意思決定をどのように支援・保障するかがわが国の喫緊の課題となっている。

1.1.2. 既存制度の限界

2000年に創設された成年後見制度は、利用件数こそ年々増加傾向にあるものの、潜在的需要に対して実際の利用率は依然として極めて低い状況にある。最高裁判所事務総局の最新統計²によると、2024年（令和6年）12月末時点での制度利用者数は25万3,941人となっており、全国の認知症患者数に対する利用率は、わずか5.4%にとどまっている。利用促進を阻む要因として指摘されているのは、家庭裁判所への申立て手続きが煩雑で、開始までに時間と費用がかかること、専門職後見人への報酬が経済的負担となること、さらに類型が画一的で個別事情に応じた柔軟な運用が難しいことなど、構造的な問題である³。

他方、銀行が提供する家族信託や「予約型代理人」サービスなど民間スキームが注目されているものの、これらは主として財産管理に限定され、金融機関等への法的拘束力や不正防止のための監督機能が不十分であるうえ、利用コストの点でも一般高齢者には敷居が高い。以上のように、公的制度と民間サービスのいずれも高齢者の多様なニーズに十分に

¹ 内閣府「令和7年版高齢社会白書」〈https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf_index.html〉（2025年6月30日閲覧）

² 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和6年1月～12月」（令和7年3月）。

³ 法制審議会民法（成年後見等関係）部会第1回会議議事録〔佐保昌一委員発言〕。

は応えられておらず、本人の自己決定を尊重しつつ適切に権利を保護する仕組みが効果的に機能しているとは言い難い。

1.1.3. 「尊厳」概念の重要性

高齢者支援は長らく「保護」の視点で語られてきたが、国連「高齢者のための原則」（1991年）や障害者権利条約（2006年）が示すとおり⁴、高齢者を権利主体として位置づけ、尊厳と自己決定を保障することが国際的な共通基盤となっている。日本でも「尊厳ある老後」という理念は共有されているが⁵、成年後見制度や関連サービスがこの理念を具体的に実現しているかどうかについては、十分な検証がなされていない。こうした状況を踏まえ、本研究では「尊厳」という価値を軸に据え、財産行為に関する権利保護の現状を検証するとともに、制度設計上の課題を明確化することを目的とする。

1.2. 比較対象としてのフランス法の意義

本研究は、日本の高齢者財産保護制度を再設計する際の参照軸としてフランス法を採用する。フランスは日本に先行して高齢化社会に入り、2022年時点の高齢化率はおよそ20%超と欧州でも高い水準にある⁶。2007年の成年保護制度改革では将来保護委任契約（Mandat de Protection Future. 以下、“MPF”と略す）が導入され⁷、契約型スキームで自己決定と補充性を両立させる点が日本の法定後見中心モデルと好対照を成す。さらに、2015年には、住居の適応、介護者の支援、終末期医療の規定を含む高齢者支援を横断的に整理する包括法が制定され⁸、個別立法が積み重なる日本法体系との比較に資する。人間

⁴ United Nations Principles for Older Persons, adopted by General Assembly Resolution 46/91 (Dec. 16, 1991), 「障害者の権利に関する条約」（2006年12月13日国連総会採択、2008年5月3日発効）

〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html〉

<https://social.desa.un.org/issues/ageing/resources/iyop-1999/conceptual-framework/principles-for-older-persons>.

⁵ 内閣府「高齢社会対策大綱（平成30年2月16日閣議決定）第1 目的及び基本的考え方」〈<https://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/h29/1.html>〉、厚生労働省「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」〈<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/>〉

⁶ INSEE（フランス国立統計経済研究所）“Population par âge” 〈<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381474>〉またはOECD, “Elderly population (indicator)” (2023) 〈<https://doi.org/10.1787/8d805ea1-en>〉（2025年6月30日閲覧）

⁷ Loi n° 2007-308 du 5 mars 2007 portant réforme de la protection juridique des majeurs.

⁸ Loi n° 2015-1776 du 28 décembre 2015 relative à l’adaptation de la société au vieillissement.

の尊厳の尊重は2007年改革法で憲法的価値として明示されており⁹、高齢者保護の理念的基盤として重要である。

もっともMPFの普及は依然として緩やかで、年間効力発生件数は千数百件規模にとどまる¹⁰。制度の公的登録簿に関する政令が長らく未整備だったこと（2024年11月によりやく公布）が普及の遅れの一因とされる。制度上、公証人監督と事後的な司法介入が用意されてはいるものの、私署証書型MPFでは監督が及びにくく、問題発生時には司法保護措置への移行が認められるなど運用上の課題も存在する。また利用件数がパリ首都圏など特定地域に偏るなど地域差も指摘されている¹¹。こうした成功と課題を併せて検討する比較研究は、日本に類似の制度を移植し、応用し得る要素と困難を峻別するうえで実践的意義を有する。フランスでもMPFが完全に機能しているわけではないが、契約型スキームと司法保護措置の補充的關係、段階的保護の理念、家族支援体制など、日本が学ぶべき制度設計の要素を多く含んでいる。本研究では、制度の成功例としてではなく、異なるアプローチを通じた課題解決の参考としてフランス法を位置づける。

1.3. 研究の目的と方法

本稿の目的は、第一に、日本とフランスの高齢者財産保護制度を多層的に比較し、その構造的特質と運用上の課題を析出することにある。分析対象は成年後見制度にとどまらず、信託、銀行・保険による高齢者向け金融サービスなど、私法領域に広がる諸手段を含む。第二に、比較結果を踏まえて「尊厳」概念を中心に据えた権利保護理論を再構成し、高齢者の自己決定と社会的支援を両立させ得る法的基盤を提示する。第三に、理論的考察と実証的知見を統合し、現実的制約を踏まえつつ、日本法制の改善に資する具体的政策提言を示す。

上記研究の方法論としては、日仏両国の法令・判例・学説および政府資料、統計データを収集し、比較法的視点から分析する文献調査を中心とする。それに加え、パリの県家族団体連合（Union Départementale des Associations Familiales. 以下、「UDAF」と略す）への聴き取り調査および同機関を通じた関連資料の収集により、制度運用の実態を把握した。これらの資料をもとに、法思想や社会・文化的背景を含む多面的な比較分析を行い、制度の実効性を検証する。「尊厳」概念を中核とした理論的考察と実証的分析を統合

⁹ Loi n° 2007-308, art. 415 du Code civil.

¹⁰ Jean Hauser, “Présent et avenir du mandat de protection future”, RTD civ. 2013, p. 87. 同報告によると、2014年の年間新規発効件数は719件、2009年制度開始以降2011年末までの効力発生件数は合計1,077件とされている。

¹¹ Jean Hauser, “Présent et avenir du mandat de protection future”, RTD civ. 2013, p. 87. 同報告は、MPFの効力発生件数において「イル・ド・フランス（パリ首都圏）、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール、ローヌ＝アルプの各地域が明確に優位を占めている」と指摘している。

し、高齢者の権利保護に関する包括的な法的枠組みを提示する点に、本研究の独自性がある。

第2章 日仏制度の現状と課題

2.1. 日本の制度の現状と社会的基盤

2.1.1. 成年後見制度の現状

2000年の民法改正により抜本的に見直された成年後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助の3類型を設け、残存能力の尊重を理念に据える。さらに、本人が十分な判断能力を有する段階で将来の後見人を指名できる任意後見制度も併設された¹²。利用件数は2010年の約17万件から2024年には約25万件へと増加したが、認知症高齢者数と対比すると利用率は5%前後にとどまる¹³。利用促進を阻む要因として、申立手続の煩雑さと費用負担の大きさ、類型ごとの画一的運用が個別ニーズへの適合性を損なうことなどが指摘されている。後見人の属性もこの十余年で大きく変化し、2024年には親族後見人が全体の約2割にまで減少し、専門職の占める割合が約8割に達したが、市民後見人（271件、全体の0.8%）は依然として限定的である¹⁴。

2.1.2. 信託制度の活用状況

2006年信託法改正により家族信託が解禁されたものの¹⁵、正確な利用件数の統計は存在しない。不動産の信託登記件数から推測すると年間数千件程度と推定され¹⁶、成年後見制度と比べても小規模である。主因として、税務処理の複雑さ、動産・債権等に関する第三者対抗力の脆弱性、受託者監督の欠如、初期費用の高さが挙げられる¹⁷。こうした制度的障壁が、認知症対策としての信託普及を妨げている。

¹² 民法7条～15条（法定後見）、任意後見契約に関する法律（任意後見）。制度の詳細については、新井誠『成年後見制度』（有斐閣、2019年）参照。

¹³ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和4年1月～12月—」（令和5年3月）。利用促進の課題については、法制審議会民法（成年後見等関係）部会での議論および大貫正男「成年後見制度の課題と展望」ジュリスト1542号（2021年）45頁参照。

¹⁴ 大貫正男「成年後見制度の課題と展望」ジュリスト1542号（2021年）45頁。

¹⁵ 信託法の全部改正（平成18年法律第108号）により、営業信託以外の信託（民事信託・家族信託）が明確に位置づけられた。

¹⁶ 家族信託は私的契約であるため統計的把握が困難であるが、法務省の信託登記統計によると、不動産信託登記件数は毎年10～20%程度増加している。トリニティ・テクノロジー株式会社「【調査レポート】2021年の成年後見制度申立件数は増加。しかし普及率は低迷続く」（2022年3月27日）

〈<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000015.000077937.html>〉参照。

¹⁷ 統計については法務省信託登記統計、具体的課題については遠藤英嗣「家族信託の現状と課題」信託277号（2019年）45-62頁参照。

2.1.3. 民間金融サービスの展開

近年、大手銀行は「予約型代理人」サービスを導入し、本人が元気なうちに代理人を登録しておくことで判断能力低下後の預金取引を円滑化している。三菱UFJ銀行（2018年）、三井住友銀行（2019年）、みずほ銀行（2020年）が相次いで参入したが¹⁸、対象は銀行取引に限定され、司法的監督や包括的身上監護権限を欠く。信託銀行も遺言信託や見守りサービスを拡充しているものの、最低預託額や手数料の点で利用者が富裕層に偏りやすいという課題がある¹⁹。

2.1.4. 民法改正動向と最新議論（甲・乙案比較）

法制審議会民法（成年後見等関係）部会では2024年4月から制度再編が検討されており、現行3類型を基本的に維持しつつ修正を行う甲案、判断能力が不十分である者を対象とし本人の同意を要件として特定事項について個別に代理権や取消権を付与する乙1案、乙1案に加えて判断能力を欠く常況にある者を対象とする類型を併置する乙2案が対置された²⁰。議論の中心は、終了要件の明確化、監督の柔軟化、費用負担軽減、そして遺産相続や財産処分など必要な場合に限定した「スポット利用」を想定した権限限定後見の導入である。乙1案は本人の自己決定権と意思的関与を制度開始の絶対的要件とし、補充性原則を前面に押し出す点でフランスのMPFと親和性が高いが、重度事案への対応力や監督体制の設計が課題として残る。

2.1.5. 日本社会の制度基盤の特徴

日本の法状況は成文法主義と行政主導を特色とし、裁判所は政策形成に消極的である。社会的には家族主義と集団調和が重視され、新制度に対するリスク回避的姿勢が根強い。このため、現場発のイニシアティブが制度化に至る例は少なく、特定非営利活動推進法のような実務者主導の制度も官僚機構からは軽視される傾向がある。こうした文化的・組織的特質は、後見・信託・民間サービスの連携不全や利用率の低迷と密接に結びついており、制度改正を検討する際の前提条件となる。

¹⁸ 各行の代理人サービス：三菱UFJ銀行「代理人指名手続」（2018年4月開始）、三井住友銀行「代理人による預金等の払戻しサービス」（2019年4月開始）、みずほ銀行「代理人キャッシュカード取引」（2020年開始）。いずれも医師の診断書により代理取引を可能とする仕組み。

¹⁹ 託銀行の高齢者向けサービス例：三井住友信託銀行「つながる信託」、三菱UFJ信託銀行「安心サポート信託」など。コスト問題については、金融庁「高齢社会における金融サービスのあり方」（2018年7月）参照。

²⁰ 2024年2月の法務大臣諮問を受け、同年4月から法制審議会民法（成年後見等関係）部会で調査審議が開始された。各案の詳細は部会第1回会議（2024年4月9日）以降の議事録参照。

2.2 フランスの制度現状と社会的基盤

2.2.1 成年保護制度の概要

フランスは 2007 年 3 月 5 日法で成年保護制度を全面改正し、本人の自己決定を尊重しつつ必要最小限の介入で支援する制度を構築した。MPF は、後見 (tutelle) や保佐 (curatelle) といった司法保護措置に対する補充性の原則に基づく契約型の任意措置であり、判断能力が十分な段階で本人と受任者が契約を結び、公正証書または私署証書で備える²¹。MPF は自律性・補完性・比例性を指針とし、司法介入を後段に回す点で日本の法定後見中心モデルとは対照的である。

2.2.2 MPF の現状と課題

MPF の普及は依然として緩やかで、年間締結件数は約 1.5 万件前後で推移しているが、効力発生件数は 2023 年で 1,718 件と千数百件規模にとどまる²²。制度が複雑で私署証書型には公証人監督が及ばず、家族関係の調整や将来不確実性への不安が契約締結を逡巡させる要因とされる。MPF の公的登録簿に関する政令が 2015 年法で規定されながら長らく未整備であり、2024 年 11 月によりやく公布されたことも普及の遅れの一因とされる。また、パリ首都圏、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール、ローヌ＝アルプの各地域に利用が集中し、農村部では専門職アクセスの不足が顕著で地域格差が課題化している²³。

2.2.3 制度運用の実態

フランス法は成文法主義と統一法典を特色とし、破産院やコンセイユ・デタが積極的に原則を発展させてきた。「人間の尊厳」は 2007 年法で成年保護措置の基本価値として明記され、2015 年包括法は高齢者支援政策を横断的に整理した²⁴。社会的には個人主義と共和主義が根付き、公証人を中心とする専門職ネットワークが契約文化を下支えする一方、医師とソーシャルワーカーが多職種連携で保護システムを補完する。加えて、UDAF が運営する家族後見人情報支援制度 (ISTF) は、約 100 万人の保護措置受益者のうち半数を担う家族後見人に対し、情報提供・指導・相談支援を行う重要な役割を果たしている²⁵。この制

²¹ 2007 年 3 月 5 日法 (Loi n° 2007-308) による改革。MPF は司法保護措置 (tutelle、curatelle 等) の代替となる任意メカニズムとして位置づけられる。

²² 年間締結件数は約 1.5 万件前後 (2019-2021 年)、効力発生件数は 2014 年 719 件、2023 年 1,718 件。

²³ 地域格差については、Jean Hauser, "Présent et avenir du mandat de protection future", RTD civ. 2013 参照。

²⁴ 正式名称 : Loi n° 2015-1776 du 28 décembre 2015 relative à l'adaptation de la société au vieillissement (高齢化社会への適応に関する法律)。

²⁵ パリの UDAF による家族後見人情報支援制度 (ISTF) について。全国レベルでは約 100 万人が保護措置を受け、その半数を家族が担っている実態が報告されている。

度的・文化的基盤こそが MPF を可能にした要因であり、同時に日本での移植可能性を検討する際の前提条件となる。

2.3 制度比較から浮かび上がる課題

日本とフランスの高齢者財産保護制度は、一見同じ「成年保護」を標榜しながら、設計思想に根本的なコントラストがある。日本の現行制度は、家庭裁判所が選任する後見人を中核とする一元的システムを維持し、判断能力が減衰した時点で包括的代理権を付与する運用傾向にある。対照的にフランスは 2007 年改正で、契約型の任意措置である MPF を司法保護措置 (tutelle/curatelle) の代替として導入し、比例性および補充性の原則に基づいて司法措置を二次的なものと位置づけた²⁶。個人の利益を十分に保護するために他の手段では不十分な場合にのみ、最終手段として司法保護措置が命じられうるという補充性原則が設計の背骨であり、家族は保護者ではなく支援者として組み込まれる。

制度運用の柔軟性も対照的である。日本の後見・保佐・補助は法律上の類型が固定されており、とくに成年後見は包括的な代理権により本人の自己決定が必要以上に制限される課題が指摘されている。これに対し、フランスは MPF で当事者が契約を自由に作成でき、その最大の利点は柔軟性とされ、きめ細かな権限設定が可能である。また監督の在り方も異なり、日本では家庭裁判所による厳格な報告が求められるのに対し、MPF では効力発生後の監督は緩やかで、虐待や利益の損害があった場合に介入する後置型の統制が採られている²⁷。

制度の実効性を示す利用率に目を向けると、両国とも潜在需要を大きく掘り起こせていない。日本は任意後見の利用者が令和 5 年 12 月末時点で 2,773 人と、65 歳以上人口に対し極めて低い利用率にとどまる。フランスでも MPF の効力発生件数は 2014 年に年間 719 件と限定的で、この「年間千数百件規模」の利用は高齢者人口に比して小規模である²⁸。もっとも、フランスでは家族後見人への支援体制が比較的充実しており、UDAF による情報シート、教育ツールキット、専用ウェブサイト (protegerunproche.fr) などの支援ツールが提供されている²⁹。これに対し、日本では市民後見人の利用が限定的で、家族支援の

²⁶ フランス民法第 428 条は「必要性がある場合、かつ、一般的な代理権の規則、夫婦の権利義務に関する規則、夫婦財産制の規則、または被保佐人が締結した将来保護委任によっては個人の利益を十分に保護できない場合にのみ、裁判官によって保護措置が命じられうる」と規定し、補充性原則を明文化している。

²⁷ MPF の柔軟性については、制度が「この分野において顕著な柔軟性を可能にし、人身法の契約化という流れに位置づけられる」とされる。監督については、効力発生した MPF の約 80% が公証人認証によるもので、公証人が会計の監督を担当する。

²⁸ 日本の任意後見利用者数は最高裁統計による。フランスの MPF 効力発生件数は 2009 年以降の合計が 2,753 件、2014 年には年間 719 件との統計がある。

²⁹ UDAF が提供する家族後見人向け支援ツールには、実践的な情報シート、教育用ツールキット、専用ガイドブック「Curateur ou tuteur familial - Suivez le guide !」、専用ウェブサイト (<https://protegerunproche.fr>) などが含まれる。

仕組みも十分とはいえない。後見・信託・金融サービスなど手段が併存しながら連携が弱い点は両国共通であり、質的評価指標を体系的に測定するフレームも未整備である。

要するに、日本は過度の画一性と監督コスト、フランスは契約自由の柔軟性と事前監督の限界という特徴を持つ。保護と自律をどう調整するか、その調整メカニズムをどう社会制度に適合させるかが共通課題である。フランスにおいても保護と個人の自律性の間のバランスが主要課題であり、これらの目的が常に両立可能であるとは限らず、多くの曖昧さと矛盾が生じ、成人を効果的に保護することとは相容れないという指摘がなされている

³⁰。

以上の分析を整理すると、日仏両国の制度基盤には以下のような特徴がある（表 1 参照）。

領域	日本の制度的優位性	日本の構造的課題	フランスの制度的優位性	フランスの構造的課題
制度基盤	・ 厚い社会保障網 ・ 地域包括ケアシステム ・ NPO ボランティア活動	・ 契約文化の成熟 ・ 実務者イニシアティブ ・ 横断的政策調整	・ 契約自由の伝統 ・ 公証人ネットワーク ・ 包括法による統合	・ 地域格差の解消 ・ 制度普及の促進
支援体制	・ 介護保険制度 ・ 医療保険制度 ・ 成年後見登記システム	・ 家族支援の仕組み ・ 多職種連携体制 ・ 意思決定支援制度	・ UDAF 家族支援 ・ 多職種連携文化 ・ 段階的保護システム	・ 地方部支援体制 ・ 制度利用促進策
技術革新	・ 民間金融サービス ・ フィンテック技術 ・ 見守りシステム	・ 統合情報基盤 ・ 制度間連携 ・ デジタル活用指針	・ 統一的法制度 ・ 専門職協働 ・ 理念的一貫性	・ 技術革新の活用 ・ 民間サービス展開

出典： 本稿第 2 章の分析に基づき作成

この整理から明らかなように、日本は手厚い社会保障網や地域包括ケアシステムという強固な基盤を有する一方、契約文化の成熟や実務者イニシアティブの制度化、横断的政策調整といった面に課題を抱えている。フランスの経験は、これらの不足部分を補う制度設計の参考となる一方、地域格差や制度普及といった両国共通の課題も浮き彫りにしている。

第3章 多様な権利保護手段の検討

³⁰ フランスの成人保護制度における保護と自律の調整課題については、2007 年法改正の評価として指摘されている。

3.1. 成年後見を補完する分層的保護モデル

高齢者の財産行為を支える仕組みを成年後見制度だけに委ねるのは、もはや限界が明らかである。認知症の程度も生活環境も千差万別である以上、画一的な包括代理権を一律に適用する構造では、必要以上に本人の自由を奪う場合もあるし、逆に支援が行き届かない場合もある³¹。しかも、核家族化により家族後見人の担い手は減少し³²、金融・医療・介護といった支援領域は高度化・細分化している。こうした状況は、軽度支援から重度保護まで段階的に組み合わせ得る多元的システムを要請する。この要請は、フランスのMPFにおける多層的な構造が示すように、画一的ではない多様な保護手段の必要性を示唆するものである。

本稿が構想する多層的保護システムでは、第一層に「予防的支援」を置き、判断能力が十分な段階での情報提供、契約的備え、金融リテラシー教育を通じてリスクを事前に低減する。第二層は期間や分野を限定した意思決定支援で、専門家や家族が必要最小限の助言・同意を行う。第三層は現行制度における保佐や補助の機能を含む部分代理と裁判所監督を組み合わせた中度保護であり、財産管理と身上監護を一体的に提供する。最終層には現行後見と同等の包括代理権を据えるが、本人の権限回復や支援の縮小を容易にする見直し手続を明文化し、過度の固定化を避ける³³。こうした層を相互に接続することで、本人の状態変化やニーズの多様化に機動的に対応し、尊厳と保護のバランスを取ることが可能になる。

3.2. 信託制度の活用可能性

わが国の家族信託は、2006年信託法改正で営業信託以外にも門戸が開かれて以来³⁴、認知症対策や相続準備の手段として注目されてきた。信託を用いれば、委託者は財産を受託者に移しつつ受益権を保持するため、判断能力が低下した後でも当初の目的に沿った資産運用が継続できる点が最大の利点である。受託者には専門的知見が求められ、受益者への定期報告義務が課されるため、透明性も一定程度確保される。こうした柔軟性は、本人の全財産を一括して包括代理権の下に置く成年後見とは対照的であり、契約の合意さえあれば開始できる点も機動性が高い。もっとも、信託財産の範囲は契約で特定した資産に限定され、身上監護や医療同意といった行為はカバーしない。

³¹ 成年後見制度の構造的課題については、法制審議会民法（成年後見等関係）部会第1回会議議事録〔佐保昌一委員発言〕参照。

³² 最高裁判所事務総局家庭局・前掲注（2）によれば、親族後見人の割合は2010年の64.4%から2024年には19.3%まで減少している。

³³ 成年後見制度の固定化問題については、大貫正男「成年後見制度利用促進への道」成年後見法研究17号（2020年）47頁参照。

³⁴ 信託法の全部改正（平成18年法律第108号）により、営業信託以外の信託（民事信託・家族信託）が明確に位置づけられた。

実際の利用は年間数千件程度にとどまり³⁵、平均信託財産額は数千万円から一億円程度とされる。利用者層は60代後半から70代前半の自営業者・経営者など中高所得層が中心で、家族関係が比較的良好なケースが多い。普及を阻む主因として、複雑な税務処理、動産・債権に関する対抗要件の不明確さ、受託者濫用に対する監督機能の脆弱さのほか、初期費用30万～100万円超というコスト負担が挙げられる³⁶。

信託銀行による商事信託は、認知症発症後も資金管理を継続できる「安心サポート信託」（三井住友信託）、家族への定期連絡機能を備える「つながる信託」（三菱UFJ信託）など商品多様化が進んでいる。法人としての永続性、専門家チームによる監査体制、分別管理による資産保全といった長所はあるものの、最低預託額が1000万円を超える場合が多く、手数料も高水準であるため、利用者は富裕層に偏りやすい。また財産管理に特化するため、身上監護を伴う包括支援を望む利用者には不十分となる。

総じて、信託は成年後見制度を補完する手段として高い潜在力を持つが、税制・監督・コストの3点で制度整備が進まなければ、大衆的な選択肢にはなり得ない。次節では、この信託の潜在力を多層的保護モデルにどう組み込むかを検討する。

3.3. 民間金融サービスの革新と限界

銀行・保険・フィンテック各社は、成年後見を経ずに高齢者の資産を柔軟に管理できる仕組みを相次いで投入している。代表例が都市銀行の「予約型代理人」サービスである。三菱UFJ銀行は、本人が健常なうちに代理人を正式に登録し、医師の診断書をトリガーに普通預金や定期預金の取引権限を発動する仕組みを採用した³⁷。手続は本人と代理人の来店による正式な登録で行われ、月額利用料は無料と敷居が低いが、対象は同行の預貯金に加え、運用性商品（外貨預金・投資信託・株式等）の売却・解約、各種届出等にも及ぶものの、監督機構はない。みずほ銀行も家族代理手続きを提供するが、いずれも医師診断書の提出が発動要件となっており、金融取引の範囲を限定するなど内部的な安全策を講じている点は共通する³⁸。

保険分野では、第一生命などが、認知症診断時の一時金や年金前払制度を組み込んだ特約を拡充した³⁹。さらに、フィンテック企業や関連機関は、金融取引情報やモバイル端末

³⁵ 家族信託は私的契約であるため正確な統計は存在しないが、法務省の信託登記統計から年間数千件程度と推定される。遠藤・前掲注(17)50頁参照。

³⁶ 家族信託の普及阻害要因については、遠藤・前掲注(17)51頁参照。

³⁷ 三菱UFJ銀行の「予約型代理人」サービスは、本人の認知・判断機能が低下した場合に備え、将来の金融取引における代理人を事前に指定し、所定の診断書提出後に取引を開始する仕組みである。

³⁸ みずほ銀行「代理人予約サービス」では、本人と代理人の来店による正式な登録が原則とされ、所定の診断書提出後に代理取引が可能となる。

³⁹ 第一生命の認知症保険では、認知症と診断され、かつ公的介護保険の要介護1以上に認定されると認知症保険金が受け取れる仕組みとなっている。

を用いた見守り・認知機能チェックの技術を開発し、異変を早期に検知して家族や医療機関へ通知する実証的な取り組みや研究開発を進めている⁴⁰。

もっとも、これら民間サービスはいずれも契約に基づく私的手段であるため、第三者に対する法的対抗力は限定的で、サービス終了や規約変更のリスクも利用者が負わねばならない⁴¹。また財産管理には対応しても、医療同意や施設入所契約といった身上監護領域はカバーしないのが通例である。金融リテラシーの格差も障壁となり、地方・低所得層が取り残される懸念は拭えない⁴²。したがって、民間スキームを制度の一環として活用するには、代理権情報を公的登録に連結し、不正取引検知や第三者照会に耐えるインフラを整備することが不可欠である。

3.4 統合的アプローチの必要性

3.4.1 制度間連携の現状と課題

成年後見・信託・民間金融サービスはそれぞれ独自の論理で発展してきた結果、適用範囲や役割分担が重複・競合し、利用者が最適な手段を選びにくい。後見から信託への切り替え手続や銀行サービスとの接続ルールが明文化されていないため、制度間の移行が滞り、重複契約や保護空白が生じる。さらに各制度・サービスは独立したシステムで運営され、代理権や取引履歴を共有する仕組みがない⁴³。そのため本人が複数制度を併用する場合、緊急時に情報が錯綜し、支援の一貫性が損なわれる。

3.4.2 包括的支援システムの構想

こうした断片化を解消するには、地域包括支援センター等の既存インフラを活用しつつ、「ワンストップ型」の総合相談窓口を公的に整備し、法務・福祉・金融の専門家が協働して個別支援計画を策定・更新する仕組みが重要となる⁴⁴。成年後見は最後のセーフティネットとして位置づけ、低所得層への公費支援と制度全体の監督・調整を担う。他方、民間事業者は技術革新を活かした多様なサービスを提供し、競争を通じてコストと質を最適化する。官民双方が機能的分担を明確にし、既存の成年後見登記制度等の公的登録簿や

⁴⁰ 米国スタートアップ企業による金融取引情報からの異常検知システムや、モバイル端末での認知機能テストなど、日本の大手金融機関との業務提携による実証が進められている。

⁴¹ 日本弁護士連合会は2021年6月17日の意見書で、任意代理人による金融取引が「不正利用の温床になるおそれがある」として、不正防止対策の必要性を指摘している。

⁴² 福岡県大川市の事例では、高齢化率37.2%の地域において一人暮らし高齢者の金銭管理や生活支援に課題を抱える実態が報告されており、地域格差の現実を示している。

⁴³ フランスのMPFの登録制度においても、複数の登録簿が併存することで実務上の確認作業の煩雑化が懸念されており、単一の統合レジストリの必要性が指摘されている。

⁴⁴ 福岡県大川市の「おひとりさま支援事業」では、市、社会福祉協議会、市成年後見センター、金融機関、医療機関、弁護士・司法書士・社会福祉士といった専門職チームが既に連携しており、ワンストップ型の実現可能性を示している。

承認フローの連携・拡張を進めることで、利用者は一つの窓口で手続を完結できるようになる。

3.4.3 技術革新の活用と倫理課題

この連携を支えるインフラとして、代理権情報や医療・介護データを統合管理するデジタル・プラットフォームを構築し、AI でリスクを予測し、IoT センサーで生活状況をモニタリングする仕組みが重要となる⁴⁵。ブロックチェーンを用いれば改ざん耐性を高めつつプライバシー保護も図ることができる⁴⁶。しかし、プラットフォーム化は個人情報の大量集中やデジタル・ディバイドを招きかねない。したがって、プライバシー保護設計、アクセス支援策、意思決定過程の透明性確保など倫理的セーフガードを併置し、人間の尊厳を損なわない利用ガイドラインを策定することが前提条件となる。

第4章 「尊厳」概念の法的構成

4.1. 尊厳概念の理論的基盤

4.1.1. 人間の尊厳の哲学的基礎

近代における「尊厳」概念の原型は、イマニュエル・カントの道徳哲学に求められる。カントは『道徳形而上学原論』で、理性的存在者である人間は決して単なる手段ではなく、常に目的それ自体として遇されるべきだと論じた⁴⁷。この命題は、人間が自律的に自己の意志を立法しうる点に尊厳の根拠を見いだす。すなわち尊厳は、自己決定能力を備えた人格の自律性、合理的判断を可能にする理性性、手段ではなく目的とみなされる価値性、すべての人に等しく備わる普遍性という4つの要素から成る。

現代の尊厳論は、認知症や知的障害など判断能力に制約のある人々への適用を課題として、カント的枠組みの内実を関係・社会・物語の各視座から拡張している。関係的尊厳論は、尊厳が個人の内在的属性に還元されず、他者や共同体との相互承認によって実現されるとする。また社会的尊厳論は、就労や社会参加といった公的領域への包摂が尊厳感の形成に不可欠だと強調する。ナラティブ尊厳論は、人格を時間的に貫く人生物語の一貫性に

⁴⁵ フィンテック企業による IoT センサーと AI を組み合わせた見守り・認知機能チェックサービスや、金融行動から認知症の兆候を早期発見する研究などが進められている。

⁴⁶ ブロックチェーン技術は、不動産登記や企業間のデータ連携など、データの信頼性とプライバシー保護が求められる分野で活用が進んでいる。

⁴⁷ イマニュエル・カント『道徳形而上学原論』（1785年）第2章。「汝の人格ならびに他のすべての人の人格のうちなる人間性を、決して単に手段としてのみ用いることなく、常に同時に目的として用いるように行為せよ」という定言命法の第二定式が該当する。

注目し、判断能力が一時的に低下しても、その人の主体的アイデンティティは物語の連続性によって維持され得ると説く⁴⁸。

4.1.2. 高齢者の尊厳の特殊性

高齢者の尊厳は、時間的連続性、身体性、認知機能という3つの次元で特徴づけられる。まず時間的連続性という点では、若年期から蓄積された価値観や家族・社会への貢献が過去として尊重されるだけでなく、現在の残存能力を最大限に活用しつつ、将来に希望や目標を持ち続けることも尊厳の一部となる。身体性については、加齢による自立度の低下が不可避であっても、適切な介助とプライバシー配慮を伴う支援が提供される限り、尊厳は損なわれない。最後に認知機能の低下は「理性性」を要件とするカント的尊厳論に根本的な再考を迫るが、近年の議論は判断能力の程度とは無関係に人が尊厳の主体であり続けることを強調する⁴⁹。その際、過去の価値観や生き方を手掛かりに意思を推定し、本人の物語的連続性を法的に尊重する視座が重要となる。

以上の理論的整理は、高齢者の財産行為をめぐる私法的保護において尊厳を基盤として位置づけ直す土台である。次節では、この尊厳概念を具体的制度設計にどう反映させるかを検討する。

4.2. 憲法的価値としての尊厳

4.2.1. 日本国憲法における尊厳の位置づけ

日本国憲法は24条2項で「個人の尊厳」を明記しているが、高齢者の権利保護を含むより広範な文脈では、判例・学説は13条前段の個人尊重原理をその憲法的根拠と解している⁵⁰。すべての国民を「個人として尊重する」との宣言は、人間が手段ではなく目的そのものとして扱われるべきだというカント的要請を含意し、人格権や自己決定権の護持を導く枠組みを与える。また、25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」は、尊厳ある生の物質的基盤を国家に確保させる点で「尊厳」概念と機能的につながる。

最高裁は、尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭和48年4月4日刑集27巻3号265頁）において「個人の尊厳と平等」を違憲判断の根拠とし、非嫡出子相続分違憲決定（最大判

⁴⁸ 各理論については、Joel Feinberg, *Harm to Self* (Oxford University Press, 1986)、Jeremy Waldron, *Dignity, Rank, and Rights* (Oxford University Press, 2012)、Alasdair MacIntyre, *After Virtue* (University of Notre Dame Press, 1984) 参照。

⁴⁹ 認知症患者の尊厳保持に関してはTom Kitwood, *Dementia Reconsidered: The Person Comes First* (Open University Press, 1997) 参照。日本では認知症介護研究・研修センター『認知症の人の尊厳とその人らしさを支えるケア』（2018年）が重要な知見を提供している。

⁵⁰ 芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論（1）〔増補版〕』（有斐閣、2000年）5-8頁、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011年）387-390頁参照。

平成 25 年 9 月 4 日民集 67 卷 6 号 1320 頁)でも法の下の平等を「個人の尊厳」と結びつけて論じるなど、「個人の尊厳」を憲法解釈上の重要な概念として位置づけてきた。これらの判例法理は、高齢者の権利保護においても、画一的処遇を排し個別的尊重を求める憲法的要請として機能する。

4.2.2. フランス憲法における尊厳条項

フランスでは、人間の尊厳が重要な憲法的価値として明確に確立されている。憲法院は 1994 年 7 月 27 日の生命倫理法決定（決定 94-343/344 DC）において、「1946 年憲法前文から、人間の尊厳の保護があらゆる形の隷属と墮落に対して憲法的価値を有する原則である」ことを初めて明言した⁵¹。同決定はさらに、生命倫理関連法律が「人間の尊厳の保護という憲法原則の尊重を確保することを目的とする諸原則を表明している」と判示し⁵²、尊厳概念の憲法的地位を決定的に確認した。

このような憲法院の判例法理を受けて、2007 年 3 月 5 日の成年保護法は「個人の自由、基本的権利、および人の尊厳の尊重」をその目的として明記し⁵³、高齢者保護における尊厳概念の法的基盤を提供している。2015 年 12 月 28 日の「社会の高齢化に対応するための法律」も、高齢者の権利と自由を明確化し、その尊重を国家的課題として位置づけている⁵⁴。

さらに、欧州人権基本権憲章 25 条が高齢者の「尊厳と自立した生活を送る権利」を承認していることも⁵⁵、フランスの制度設計に影響を与えている。これらの憲法的・法律的基盤は、MPF をはじめとするフランスの権利保護制度が「個人の尊厳、自由、意思の尊重」を中核とする理論的正統性を与えている。

4.2.3. 国際法における尊厳保障

⁵¹ Conseil constitutionnel, décision n° 94-343/344 DC du 27 juillet 1994, Loi relative au respect du corps humain et loi relative au don et à l'utilisation des éléments et produits du corps humain, à l'assistance médicale à la procréation et au diagnostic prénatal, cons. 2 : 「il en ressort que la sauvegarde de la dignité de la personne humaine contre toute forme d'asservissement et de dégradation est un principe à valeur constitutionnelle」.

⁵² 同決定、cons. 18 : 「les principes ainsi affirmés tendent à assurer le respect du principe constitutionnel de sauvegarde de la dignité de la personne humaine」.

⁵³ Loi n° 2007-308 du 5 mars 2007 portant réforme de la protection juridique des majeurs.

⁵⁴ Loi n° 2015-1776 du 28 décembre 2015 relative à l'adaptation de la société au vieillissement.

⁵⁵ Charte des droits fondamentaux de l'Union européenne, art. 25.

国内憲法を超えて、尊厳は世界人権宣言 1 条や国際人権規約前文において「固有の尊厳」を出発点とする普遍的価値として宣明されている⁵⁶。高齢者に関しては、1991 年の「高齢者のための国連原則」が独立・参加・ケア・自己実現・尊厳の五原則を提示し⁵⁷、2002 年マドリッド国際行動計画が尊厳ある高齢化を国際目標に据えた⁵⁸。

さらに障害者権利条約 12 条は、判断能力に障害がある人であっても「他の者と平等に法的能力を享有する」ことを確認し⁵⁹、従来の代理決定から支援決定への転換を要請している。この規定は高齢者の認知症等にも直接的な示唆を与え、日本の成年後見制度改革の指針となっている。

以上の比較から、尊厳は明文か解釈かを問わず憲法体系の上位原理として機能し、高齢者保護法制の構築に対し、単なる政策目的ではなく法的義務としての重みを与えていることが理解できる。

4. 3. 私法における尊厳の具体化

4. 3. 1. 契約法における尊厳配慮

日本の契約法は「尊厳」を明示的に掲げないものの、公序良俗（民法 90 条）や錯誤（同 95 条）を媒介に高齢者の取引安全を確保してきた。暴利行為に関する判例は、取引当事者の窮迫や無経験につけ込む著しく不当な条件について契約の無効を認めており⁶⁰、高齢者保護の実質的基盤となっている。2020 年民法改正により「基礎事情の錯誤」（改正前民法下では「動機の錯誤」）が明文化され、認知症初期など判断力が揺らぐ場面での錯誤取消しがより適用しやすくなった。さらに消費者契約法は、不実告知や不利益事実の不告知、困惑による締結など典型的な高齢者被害パターンを類型化し（消費者契約法 4 条各号）、取消権と情報提供義務で予防的に機能している。

他方フランスは、2016 年債権法改正（オルドナンス 2016 年 2 月 10 日）を通じて契約法制を現代化し⁶¹、人間の尊厳を重視する法的基盤を強化している。2007 年成年保護法が「個人の自由、基本的権利、および人の尊厳の尊重」を明記し⁶²、2015 年高齢化適応法が高齢者の尊厳ある生活を国家的課題として位置づけたことと相まって⁶³、契約関係におい

⁵⁶ 世界人権宣言第 1 条（1948 年）、国際人権規約前文（1966 年）。

⁵⁷ United Nations Principles for Older Persons, adopted by General Assembly Resolution 46/91, 16 December 1991.

⁵⁸ Madrid International Plan of Action on Ageing, 2002.

⁵⁹ 障害者の権利に関する条約第 12 条第 2 項（2006 年採択、日本は 2014 年批准）。

⁶⁰ 最判昭和 27 年 11 月 20 日民集 6 卷 10 号 1015 頁参照。

⁶¹ Ordonnance n° 2016-131 du 10 février 2016 portant réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations.

⁶² Loi n° 2007-308 du 5 mars 2007 portant réforme de la protection juridique des majeurs.

⁶³ Loi n° 2015-1776 du 28 décembre 2015 relative à l'adaptation de la société au vieillissement.

でも尊厳概念がより重要な役割を果たすようになっている。とりわけ MPF は「個人の尊厳、自由、意思の尊重」を中核とする契約型保護手段として機能し⁶⁴、従来の画一的な司法保護に代わる柔軟な選択肢を提供している。

このように、日本が既存の民法・消費者保護法制の枠内で高齢者の取引安全を図るのに対し、フランスは尊厳概念を明示的に法制度に組み込むことで、より直接的な保護を指向している点で対照的である。

4.3.2 財産法領域

日本の成年後見制度は「本人の意思や自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の理念と本人の保護の理念との調和」を掲げるが⁶⁵、実務では本人の利益保護を最優先し、意思尊重が後景化しやすい。もっとも近年、障害者権利条約の批准（2014 年）を契機として、代理決定から支援決定への転換が議論されており、残存能力の最大限尊重という理念が重視されつつある。

これに対しフランスの成年保護制度は、軽度の保佐（curatelle）から重度の後見（tutelle）まで段階的保護を前提とし、5 年ごとの見直し義務、本人意見の聴取、家族後見の優先といったプロセス上の仕掛けで尊厳を手続的に担保する点で日本より一步踏み込む⁶⁶。とりわけ MPF は「自律性・補完性・比例性」を指針とし、当事者が契約を自由に作成できる柔軟な権限設定を可能にしている⁶⁷。

信託制度については、本人の意思を「目的」として長期に固定できる点で尊厳保護に資する。委託者が設定した目的に沿って財産が運用されるため、判断能力が低下しても価値観の連続性が保たれる⁶⁸。ただし身上監護機能を欠き、費用・税務・法理の複雑さが利用格差を広げるという限界を抱える。

4.3.3 医療法領域

医療同意は尊厳実現の核心であるが、日本には包括的な医療意思決定代理制度がなく、ガイドラインが推定意思の尊重を求めるにとどまる。そのため成年後見人が医療同意権を

⁶⁴ MPF は 2007 年成年保護制度改革で導入され、本人の自己決定を尊重しつつ司法保護措置の補充的役割を果たす。

⁶⁵ 成年後見制度の理念については、制度創設時の趣旨として「本人の意思や自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の理念と本人の保護の理念との調和」が掲げられている。

⁶⁶ フランスの成年保護制度は 2007 年改正により、後見（tutelle）・保佐（curatelle）の段階的保護を前提とし、5 年ごとの見直し義務等を規定している。

⁶⁷ MPF は「自律性・補完性・比例性」を指針とし、司法介入を二次的なものと位置づける補充性原則に基づく。

⁶⁸ 信託制度では委託者が財産を受託者に移しつつ受益権を保持するため、判断能力低下後も当初目的に沿った資産運用が継続できる。

有するかは学説上も実務上も揺れており⁶⁹、患者本人よりも家族の意思により治療方針が決定される課題も指摘されている。

これに対しフランスは、2002年3月4日の患者の権利及び医療制度の質に関する法律で十分な説明を受ける権利と治療拒否権を明文化し、患者があらかじめ指名する「信頼できる人 (personne de confiance)」制度を創設した⁷⁰。さらに2005年4月22日のレオネッティ法により終末期医療における患者の権利を法制化し⁷¹、2016年2月2日のクレイス・レオネッティ法によって事前指示書 (directives anticipées) の法的拘束力を高め、無期限有効とした⁷²。これらの法制化により、後見下にある人でも信頼できる人を自由に指名する権利が保障され、MPFの受任者がこの役割を果たすことも可能となっている。

こうした比較は、私法の各領域で尊厳を具体的指針に据えるうえで二つの示唆を与える。第一に、契約・財産・医療の各場面で尊厳侵害を排除する「明文の根拠」を設けることが、事後救済の可視性と予防的効果を高める。第二に、制度の運用過程—とくに本人参加、定期見直し、意思推定—を手続的に構築することこそが、尊厳の実質化に不可欠である。

4.4. 尊厳概念の操作化

4.4.1. 尊厳保護の基本原則

高齢者の権利を実務で担保するには、抽象的な「尊厳」を具体的原則へ落とし込む必要がある。第一の原則は自己決定の最大限尊重であり、判断能力が維持されている限り本人の選択を優先し、能力が揺らいだ場合でも意思聴取を継続し、意思確認が困難になった局面では過去の価値観や生活史から推定意思を導く。この原則は生命・身体への重大な危険や明白な公序良俗違反といった限定的な例外場面でのみ制約を受ける⁷³。

⁶⁹ 日本では医療意思決定代理制度が未整備で、成年後見人の医療同意権の範囲について学説・実務で見解が分かれている。厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等により推定意思の尊重が求められている。

⁷⁰ Loi n° 2002-303 du 4 mars 2002 relative aux droits des malades et à la qualité du système de santé. 「信頼できる人」は公衆衛生法典L.1111-6条に基づき、本人が意思表示できない場合に意思を代弁し、その証言は他の証言に優先する。

⁷¹ Loi n° 2005-370 du 22 avril 2005 relative aux droits des malades et à la fin de vie. 終末期医療において積極的治療から緩和ケアへの移行を認める等、自己決定権を強化した。

⁷² Loi n° 2016-87 du 2 février 2016 créant de nouveaux droits en faveur des malades et des personnes en fin de vie. 事前指示書の期限を無期限とし（従来は3年）、法的拘束力を大幅に強化した。

⁷³ 障害者権利条約第12条が求める支援決定モデルにおいても、本人の生命・身体に対する重大で切迫した危険がある場合の例外的制約は認められている。

第二の原則は最小侵害である。保護措置は部分代理や期間限定措置を先行させ、包括代理権は最後の手段とすることで、自由の不必要な剥奪を避ける⁷⁴。第三に個別化原則を掲げ、専門職による個別アセスメントに基づく支援計画の策定、定期的見直し、多職種連携によって本人の状況変化に機動的に対応する。

4.4.2. 尊厳侵害の類型化

尊厳を侵す行為は、直接侵害と間接侵害の二層に分けられる。直接侵害には、身体的拘束や暴行、人格を傷つける罵倒、さらには財産を不当に処分させる経済的搾取が含まれる⁷⁵。高齢者の特殊詐欺被害（令和6年は全体の65.4%）に見られるように、経済的搾取は深刻な社会問題となっている。

一方、間接侵害は保護の名目で生活範囲を過度に制限する「過保護」、集団活動から排除する社会的孤立、年齢を理由とする一律のサービス制限など制度的差別が該当する⁷⁶。後者は法的違法性が顕在化しにくく、むしろ「配慮」として正当化されがちであるが、長期的に自尊心と社会参加を損なう点で深刻である。現行の成年後見制度における画一的な包括代理権の行使や、高齢者の賃貸住宅入居に対する拒否感（約7割の賃貸人が示す）は、この間接侵害の典型例といえる。

4.4.3. 尊厳保護の評価指標

政策効果を測るには、アウトカム・プロセス・アウトプットの三層から指標化することが望ましい⁷⁷。アウトカム指標は制度の最終目標達成を測るもので、権利侵害や虐待の発生件数、消費者被害の防止率といった安全指標と、QOL調査による社会参加度や自己決定実感の向上を組み合わせる⁷⁸。プロセス指標は制度運用の実質的連携を示し、各種制度の利用率（令和6年12月末時点で成年後見制度利用者は25万3,941人）、多職種連携会議の開催頻度、制度間移行件数等を都道府県別に公表する。アウトプット指標は窓口相談件数や研修受講者数など、サービス提供の量と質を即時的に測定する。

⁷⁴ フランスの補充性原則やドイツの比例性原則と同様の考え方で、必要最小限の介入を旨とする。

⁷⁵ 特殊詐欺による高齢者被害は令和6年で全体の65.4%を占める等、経済的搾取は高齢者の深刻な権利侵害となっている。

⁷⁶ 高齢者の賃貸住宅入居について約7割の賃貸人が拒否感を示すなど、年齢を理由とする制度的差別が社会問題となっている。

⁷⁷ 高齢者権利擁護システムの評価には「アウトカム・プロセス・アウトプット」の三層指標による動的な改善サイクルが不可欠とされている。

⁷⁸ QOL評価にはWHOQOL-OLD等の国際標準化尺度を基礎とし、主観的幸福度と客観的活動量を組み合わせることが有効である。

これら三層の指標を組み合わせることで、単なる制度利用の量的拡大ではなく、本人の自己決定が実質的に尊重されているかという質的側面を継続的に検証する多面的評価が可能となる⁷⁹。

第5章 制度改革に向けた政策提言

5.1. 日本の制度基盤を踏まえた改革の方向性

5.1.1. 社会的基盤の制約と可能性

フランス型のMPFを日本にそのまま移植することは容易ではない。第一に、日本の法文化は契約による自己解決よりも、話し合いと行政的手当てを重視し、専門職や官庁の判断を権威として受容する傾向が強い。第二に、家族主義的価値観がいまなお根強く、扶養義務や世代間の敬意が、個人の自律よりも家族全体の調和を優先させる局面を招きやすい⁸⁰。第三に、公証人制度はフランスほど市民生活に浸透しておらず、弁護士・司法書士への心理的距離も大きい⁸¹。この三点が、契約型スキームの普及を阻む大きな壁となる。

しかしながら、日本社会にも改革資源は少なくない。高齢者自身の教育水準は年々向上し、デジタル機器の利用も進展している⁸²。国民皆保険・介護保険に象徴される厚い社会保障網は、経済的基盤の脆弱な層にも最低限のサービスを届ける土壌を提供する。加えて、地域包括ケアシステムやNPOによるボランティア活動など、市民社会の成熟が多職種協働の現場を支えつつある⁸³。こうした強みを梃子とし、MPFの三層構造における柔軟性を参考に、段階的改革を進めるべきである。

5.1.2. 段階的改革アプローチ

(1) 短期的改革（1～3年）

当面は既存制度の運用改善に注力する。成年後見開始の際には本人意思の聴取を原則義務とし、保護内容を個別事情に合わせて調整する指針を家庭裁判所事務の内部規程に明記する。後見等の必要性を定期的に再評価する審査システムを導入し、必要に応じて保護範

⁷⁹ 質的インタビューと量的調査を組み合わせ、満足度や尊厳感の推移をモニターし、制度改善にフィードバックする継続的評価が重要である。

⁸⁰ 内閣府の調査では、高齢者の多くが家族との調和を重視する傾向が確認されており、個人の権利主張よりも家族全体の円満を優先する価値観が根強い。

⁸¹ 日本の公証人制度の利用は限定的であり、フランスと比較して市民生活への浸透度には差がある。法律専門職への相談についても、心理的・物理的な障壁が指摘されている。

⁸² 高齢者のデジタル機器利用は近年大幅に向上しており、情報収集や意思決定支援の新たな手段として活用可能性が高まっている。

⁸³ 全国の地域包括支援センターは多職種連携の拠点として機能しており、地域レベルでの包括的支援体制の基盤が形成されつつある。

囲を縮小または終了できる柔軟性を担保する。同時に、後見人・信託受託者・銀行窓口職員を対象に尊厳配慮と権利擁護を中心とした研修プログラムを義務化する。

消費者保護面では、高齢者専用の相談窓口を各都道府県に設置し、金融機関には高齢者対応ガイドラインを策定させる。民間サービスについては、公的認定制度と料金・サービス内容の開示義務によって質を底上げする。これらの取り組みにより、自己決定実感の向上や消費者被害の防止率改善を図る⁸⁴。

(2) 中期的改革（3～7 年）

次段階では法令自体の部分改正を行う。任意後見は公正証書方式に加え、公証人認証私署証書を認めて作成手続きを簡素化し、効力発生も医師診断書と代理人届出で足りるよう改める。監督は財産規模やリスクに応じた段階制とし、軽度案件では報告義務のみ、重大案件では監督人選任とする。

信託法制では家族信託の税務負担を整理し、低所得者向けに自治体や福祉法人が受託者となる「公的信託」を創設する。さらに、国と自治体が共同で「高齢者権利擁護センター」を全国展開し、既存の地域包括支援センターや社会福祉協議会との連携を強化して、法律・福祉・金融の相談をワンストップで受け付ける体制を整える⁸⁵。これにより、制度利用率の向上と地域格差の是正を目指す。

(3) 長期的改革（7～15 年）

最終段階では、高齢者の権利を総合的に定める基本法を制定し、個別法の縦割りを解消する。この高齢者権利保護基本法（仮称）は、尊厳・自己決定・社会参加を基本理念に掲げ、国と自治体に基本計画策定や人材育成の義務を課す。また、意思決定支援を独立の法律として制度化し、専門職・市民支援員の資格要件、支援プロセス、紛争解決手続を明記することで、成年後見とは別に「支援型」レイヤーを確立する。

制度の社会定着には国民の理解が不可欠であり、高齢者の権利擁護に関する啓発活動や教育プログラムを体系的に実施し、法律相談への心理的障壁を取り除く取り組みも並行して進める必要がある⁸⁶。

5.2. 具体的制度設計案

5.2.1. 日本版将来保護委任制度——「継続代理権証書」の提案

フランスのMPFを参照しつつ、日本の制度文化に合わせて設計するのが「継続代理権証書」である。本人が十分な判断能力を有する間に代理人を選任し、公正証書または公証人

⁸⁴ 第4章で提示した評価指標（アウトカム・プロセス・アウトプット）に基づき、改革効果を継続的に測定・検証する。

⁸⁵ 地域包括支援センターは既に全国約5,000箇所が多職種連携の拠点として機能しており、この既存インフラを活用することで効率的な展開が可能となる。

⁸⁶ フランスのMPF普及における「家族関係の調整や将来不確実性への不安」という課題を踏まえ、制度への理解促進と利用促進を図る。

認証私署証書に意思を残す⁸⁷。効力発生は医師の診断書と代理人の届出による自動発動とし、家庭裁判所への審判を不要とすることでコストと時間を抑える。

代理権は三段階で定義する。第一段階は年金受給や公共料金支払など定型的取引だけを許す。第二段階は不動産売却や投資など積極的運用を含む。第三段階で初めて介護施設入所契約や医療同意といった身上監護を認める。段階の移行は医師診断書の内容と家族・福祉専門職の意見を踏まえ、代理人が法務局に届出る方式を採る⁸⁸。原則として監督人は置かないが、本人・家族の申立てで家庭裁判所が監督人を付す例外枠を残し、財産規模が一定額（1000万円）を超える場合には年1回の帳簿報告を義務づける⁸⁹。

同制度は、現行任意後見と選択制とし、判断能力が重度に低下した場合には成年後見への移行を認める二段構えで安全網を確保する。成年後見開始の要件も、継続代理権証書が有効に機能しているあいだは制限的に運用し、保護の重複と過剰介入を回避する⁹⁰。代理人の辞任・解任については民法の委任規定を準用し、紛争解決には家庭裁判所による調停・審判を活用する。

この制度設計は、日本固有の文化的・制度的背景を踏まえつつ、高齢者の尊厳と自己決定を実質的に確保する枠組みを構築するものである。

5.2.2. 意思決定支援制度の法制化

(1) 制度の基本理念

提案する新制度は、従来の代理決定モデルを補完し、最終的には置き換えることを目指している。代理決定が「本人に代わって他者が決める」構造に依存するのに対し、支援決定モデルは「本人が決定主体であり続けること」を大前提に据える⁹¹。支援者は、理解を助ける情報の翻訳、選択肢の整理、意思表示の方法の確保といった手段を用いて、自己決定を最大限に実質化する触媒役を担う。この転換は、障害者権利条約第12条が求める

⁸⁷ 公証人認証私署証書は公正証書と比較して作成費用が低く、手続きも簡便であるが、執行力の点で限界があるため、高額財産や複雑な取引には公正証書の利用を推奨する。

⁸⁸ 届出先を法務局とすることで、成年後見登記制度との連携を図り、第三者への情報開示と代理権の確認を円滑化する。段階移行の判断基準については、厚生労働省と法務省が共同でガイドラインを策定する。

⁸⁹ 財産規模の基準を明確化し、報告義務違反には段階的制裁（指導→監督人選任→代理権停止）を科す。地域包括支援センターとの連携により、虐待や経済的搾取の早期発見体制を構築する。

⁹⁰ 継続代理権証書が機能している場合の成年後見開始制限は、代理人による明らかな濫用や本人の生命・身体に危険が及ぶ場合を除き、原則として開始申立てを却下または審理を停止する運用とする。

⁹¹ この支援決定モデルは、障害者権利条約第12条が要請する「従来の代理決定から支援決定への転換」を具体化するものであり、大川市の「意思決定サポーター」事業など国内の先行事例も参考としている。

「他の者と平等に法的能力を享有する」権利の実現であり、前節の継続代理権証書と相互補完しつつ、より軽度な段階からの支援を可能にする。

(2) 意思決定支援の基本原則

第一に「本人中心性」である。支援内容は本人の価値観、人生目標、日常の嗜好に照らし合わせて評価され、支援者の価値判断が介入しないよう制度的・倫理的な歯止めをかける。第二に「最小侵害原則」を掲げ、意思伝達の支援や情報整理など軽度の介入を優先し、どうしても代理行為が必要な場合だけ範囲と期間を限定して認める。第三に「エンパワメント」は、認知機能や身体能力が低下しても本人が役割と尊厳を自覚できるよう、能力を補う支援ではなく引き出す支援を標準とすることを意味する⁹²。

(3) 支援者制度の創設

制度の核心は「意思決定支援員」（仮称）の資格化にある。資格取得の入口は国家資格を有する社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師などの専門職に加え、所定研修を修了した市民後見人や家族・友人といった非専門家にも開放する。基礎研修では、支援決定モデルの理論、認知症や精神障害の医学的理解、バリアフリーなコミュニケーション技法、倫理と権利擁護に関するケーススタディを必修とし、資格取得後も年間一定時間の継続研修と事例検討によるスーパービジョンを義務づける。資格登録は都道府県単位で行い、違反行為には行政処分を科すことで質を担保する⁹³。

同制度は、地域包括支援センターによる初期相談・アセスメントと連携し、継続代理権証書等への移行が必要と判断された場合の橋渡し機能も担う。これにより、軽度支援から重度保護まで段階的に組み合わせ得る多元的システムの一翼を形成する。

5.2.3. 包括的相談支援システム

(1) 総合相談窓口の設置

制度を円滑に機能させるため、都道府県または政令市レベルに「高齢者権利擁護センター」を、基礎自治体に「高齢者総合相談窓口」を常設する。さらに地域包括支援センターの機能を拡張し、身近な生活圏でも一次相談が完結する階層構造を取る。相談内容は、法律・福祉・医療・生活全般を一体的に扱い、窓口職員が初期アセスメントを行ったのち多職種チームに橋渡しする⁹⁴。デジタル・ディバイドへの配慮として、対面相談窓口を維持・強化し、タブレット端末の貸し出しやデジタル操作支援員の配置により、すべての高齢者が等しくサービスを受けられる環境を整備する。

⁹² これらの原則は、第4章で論じた「尊厳」概念の三要素（自己決定の最大限尊重、最小侵害原則、個別化原則）を意思決定支援の文脈で具体化したものである。

⁹³ 研修・スーパービジョン体制の財源は、介護保険制度の機能強化や地域医療介護総合確保基金の活用を検討し、既存の地域包括支援センターとの役割分担により効率的な運営を図る。

⁹⁴ 初期相談担当者には、虐待や法的トラブルの兆候を早期に察知できる体系的な研修プログラムを実施し、適切な専門職への橋渡し能力を向上させる。

(2) 多職種連携チーム

連携チームは社会福祉士や精神保健福祉士がコーディネーターとなり、弁護士・司法書士、主治医や看護師、介護支援専門員などが参加する。初回面談で収集した情報を共有し、チーム会議で支援計画を策定する。計画は四半期ごとにモニタリングし、本人の状況変化や希望の変容に応じて柔軟に修正する⁹⁵。情報共有にあたっては、各専門職の守秘義務と個人情報保護法に準拠し、必要最小限の範囲で本人同意を得た情報のみを扱う。

(3) デジタル技術の活用

相談情報は統合情報システムに一元化し、厳格なアクセス権限管理の下で関係機関が共有する。オンライン相談はビデオ通話やチャットボットを用いた体制とし、緊急事案にはホットラインが自動で関係者に通知を行う⁹⁶。さらに AI を活用して、相談履歴から虐待・経済的搾取・健康悪化などのリスクを予兆分析し、介入の優先度を可視化するツールを導入する。ただし、AI 分析結果はあくまで参考情報であり、最終的な支援方針は多職種チームの専門的判断に委ね、倫理ガイドラインに基づく適切な運用を確保する⁹⁷。

同システムは、継続代理権証書や意思決定支援制度といった他の制度への橋渡し機能を担い、高齢者の尊厳と自己決定を支える包括的な支援基盤として機能する。

5.3. 制度実施における課題と対応策

5.3.1. 財政的基盤の確保

意思決定支援制度と総合相談システムを全国展開するには、安定した財政基盤が欠かせない。試算では、高齢者権利擁護センターを四七都道府県に設置し、そこに配置する専門職員の人件費として年間 50 億円が必要になる。あわせて一万人規模の意思決定支援員を養成・研修する経費が年間 10 億円、多職種連携チームの運営費が 100 億円程度と見込まれる。情報インフラについては、相談履歴と代理権情報を一元管理する統合情報システムの初期投資に 50 億円、オンライン相談を二四時間稼働させる運営費に年 20 億円がかかる。制度を周知し、市民後見人や企業退職者を掘り起こすための広報・研修費は年 50 億円程度を想定し、総額で年間 230 億円前後が必要となる。

この規模は高齢社会対策関係予算の約 0.1% に相当し、詐欺被害防止等の社会的費用削減効果も期待される。創設期は国庫が重点的に負担し、地方には交付税措置で財源を手当

⁹⁵ 効率的な運営のため、ICT 活用による会議の一部オンライン化や、情報共有システムによる事前準備の充実により、専門職の時間的負担を軽減する。利用者からの定期的なフィードバック収集により、サービス品質の継続的改善を図る。

⁹⁶ 24 時間体制については段階的導入を行い、まず平日夜間・休日対応から開始し、利用状況と財政状況を踏まえて拡充する。地域格差に配慮し、専門職が少ない地域では遠隔相談や地域住民ボランティアの活用を検討する。

⁹⁷ AI 活用にあたっては倫理委員会を設置し、アルゴリズムの透明性確保、誤判定リスクの軽減、高齢者の尊厳と自己決定権の保護を最優先とする運用指針を策定する。予兆分析結果の共有範囲は厳格に限定し、不当な介入を防止する。

とする。中長期的には、介護保険への機能追加など既存社会保険の拡充で一部を吸収し、残余は社会保障版 PFI 方式や企業・財団の寄付を活用して多様な財源を組み合わせる。こうした混合財源モデルを採用することで、持続可能性と財政規律の両立を図る。

5.3.2. 専門人材の確保・育成

制度の成否は人材確保に懸かっている。高齢者人口の急増と認知症高齢者数の増加（2040年には584万人超）を踏まえ、全国で一万人の意思決定支援員と2万人規模の法律・医療専門職、5万人の市民後見人を育成するためには、教育体系の整備が急務である。大学・大学院の社会福祉学や法学課程に「高齢者権利擁護学」を位置づけ、ケーススタディを重視した講義と実習を充実させる。同時に、実務に就く専門職向けの追加研修をeラーニングで提供し、地理的・時間的制約を低減する。市民後見人は企業退職者や地域のボランティアを中心に掘り起こし、自治体主催の養成講座で基礎理論と実務スキルを教授する。この際、フランスのUDAFが提供する家族後見人向けの包括的支援モデル-情報提供、教育ツール、継続的相談体制-を参考に、家族後見人への支援体制を強化することも重要である⁹⁸。資格取得後も定期的な継続研修とスーパービジョンを義務づけ、倫理的問題や利益相反の防止を含む質の確保とアップデートを図る。

5.3.3. 社会的合意の形成

制度改革は財政と人材だけでなく、社会的合意を欠いては定着しない。まずは学識経験者、実務家、当事者・家族代表が参加する有識者会議を設け、制度設計の各段階でパブリックコメントを実施して国民の声を反映させる。地域レベルでは、地域包括支援センターなどが主催する住民説明会を継続的に開き、具体的な利用イメージを共有することで制度への信頼を醸成する。メディアも重要なパートナーであり、新聞・テレビの特集やSNSによる発信を通じて、尊厳と自己決定を支える新たな枠組みの必要性を物語として可視化していく。

さらに、専門職団体や銀行・信託協会、介護事業者団体との調整を重ね、現場の運用負担を最小化するルールを詰めることが不可欠である。当事者・家族団体とも緊密に対話を行い、制度の趣旨と限界を共有しつつ、権利侵害があった際に迅速に声を上げられるチャネルを整備する。こうした合意形成は段階的に進め、介護保険制度導入時の経験を活かし、十分な時間をかけて社会全体の理解と信頼を得ることが重要である。

5.4. 制度評価・改善のメカニズム

5.4.1. 評価指標の設定

⁹⁸ フランスのUDAFモデルは、家族後見人に対する体系的な情報提供と継続的支援を行う点で、日本の家族支援体制構築の参考となる。

新たに構築する権利擁護システムは、導入後に「導入しただけ」で満足してはならない。本当に高齢者の尊厳と自己決定を支えているかを検証し、結果に基づいて修正を重ねるサイクルが不可欠である。そのための物差しとして三層の指標——アウトカム・プロセス・アウトプット——を予め規定しておく。

アウトカム指標は制度の最終目標が達成されたかを測るものである。まず権利侵害や虐待の発生件数、消費者被害の防止率といった安全指標を精緻に把握し、毎年の変化を追跡する。次に QOL 調査により、社会参加度や自己決定実感が向上したかを確認する。質問票は WHOQOL-OLD など国際的に標準化された尺度を基礎とし、主観的幸福度と客観的活動量（就労・ボランティア・地域活動への参加など）を組み合わせる。

プロセス指標は制度が意図どおりに運用されているかを示す。たとえば成年後見、家族信託、継続代理権証書、意思決定支援員の利用者数をモニターし、人口あたりの利用率を都道府県別に公表する。また多職種連携会議の開催頻度、相談記録の電子共有率、制度間の移行件数などが、支援の実質的連携を映し出す鏡になる。

アウトプット指標はサービス提供の量と質を即時的に示す。窓口相談件数や解決率、専門職・市民を対象とする研修回数と受講者数、制度説明会の開催数、広報資料の配布部数等を定量化することで、行政と民間の取り組みを可視化し、冗長な事業や地域間格差を早期に検出できる。これらの指標による評価は、国際比較を可能にし、制度の継続的改善に資する。

5.4.2. 継続的改善システム

指標を取ったまま放置しては意味がない。制度を動的に磨き上げる仕組みとして、年次レビューと五年ごとの包括評価を重ねる二層式 PDCA を導入する。年次レビューでは、前述の指標を定量的に集計し、目標未達成領域を抽出したうえで、運用マニュアルの改訂や研修内容の更新といった改善策を主管部局が取りまとめ、翌年度予算と結びつける。五年ごとの包括評価では、社会情勢や国際基準の変化を踏まえて法令そのものの改正要否を検討する。

制度改善の基礎データとして最も重要なのは当事者の声である。利用者と家族を対象に年一回ウェブと郵送の併用でアンケート調査を実施し、満足度・不満点・要望を丁寧に吸い上げる。併せて、苦情受付窓口を各都道府県センターに常設し、処理結果と再発防止策をウェブ上で公開することで透明性を担保する。こうした「声の可視化」は、制度の信頼性と社会的正統性を支える要件である。

改善の推進力として研究開発も欠かせない。相談記録の匿名データを活用した実証研究を助成し、新たな支援技法や AI ツールの有効性を科学的に検証する。また、国際比較研究を継続的に行い、欧州諸国やアジア近隣国の先進的実践を取り込みながら、日本版モデルをアップデートする。その成果を国際会議で共有し、グローバル・スタンダードの形成にも寄与することで、国内制度の質を相対化しつつ向上させる好循環を生み出す。

以上の評価と改善のメカニズムを制度設計の中に埋め込むことで、高齢者の尊厳を守る法制度は「作って終わり」の静態的な枠組みではなく、社会変化に応答し続ける生きたシステムとして機能し得る。

第6章 結論

6.1. 研究成果の総括

本研究は、急速に高齢化が進む日本社会における高齢者の財産行為と権利保護のあり方を、日本とフランスの比較法的検討を通じて再構築したものである。中心概念として据えたのは「尊厳」であり、単に成年後見制度の問題点を指摘するにとどまらず、信託や民間金融サービスを含む多元的な保護手段を総合的に分析した。以下では、本研究で得られた主要な知見を体系的に総括する。

(1) 制度的相違の構造的理解

比較の結果、日本の個別立法主義とフランスの包括法制は、表面的な条文構造の違い以上に、法思想や社会的基盤のレベルで根本的に異なることが明らかになった。フランスのMPFが三層構造の要として機能する背景には、契約自由を支える理論、高齢者法における尊厳と自律の理念、社会保障との有機的連動、公証制度を中核とする専門職ネットワークが多層的に整合している。一方、日本では個人主義的価値と契約文化が十分に成熟しておらず、実務者イニシアティブに制度的制約が掛かるため、フランス型モデルの単純移植は困難であることが確認された。

(2) 多元的保護手段の必要性

従来の研究は成年後見制度の枠内で議論が閉じがちであったが、現実の高齢者ニーズは、財産管理だけでなく身上監護や医療同意、生活支援にまで及ぶ多層性を帯びている。本研究は信託制度や民間金融サービスを詳細に検証し、制度の“谷間”を埋める補完的な役割を評価する一方、法的効力の脆弱さや利用格差の拡大リスクにも警鐘を鳴らした。そのうえで、包括的で柔軟な保護システムの構築が不可欠であるという結論に至った。

(3) 「尊厳」概念の法的構成

カント的尊厳論を基礎に、高齢者固有の時間的継続性・関係性・身体性を加味した独自の尊厳モデルを提示し、これを自己決定権の最大尊重、最小侵害原則、個別化原則へと操作化した。尊厳の理論的精緻化は、抽象概念にとどまりやすい「人間の尊厳」を実定法に橋渡しするうえで重要な枠組みを提供したと言える。

(4) 実現可能な制度改革の提示

理想論に陥らぬよう、短期・中期・長期の三段階で改革工程表を提示した。短期的には成年後見制度の運用改善と民間サービスの質向上を図り、中期には任意後見の柔軟化や家族信託の整備を通じて部分的改正を進める。長期的には「高齢者権利保護基本法」と意思

決定支援法を制定し、第5章で提案したフランスのMPFを参照した日本版継続代理権制度を導入することで、包括的な法体系を構築する道筋を描いた。

これらの知見は、従来の成年後見制度に閉じがちな議論を多元的な視点から捉え直し、比較法研究を通じて日本固有の課題と可能性を明らかにした点で独創性を有する。今後は実証研究の深化とアジア諸国との比較研究の拡充が課題である。

6.2. 政策的含意

(1) 喫緊の課題への処方箋

まず成年後見制度については、本人意思の聴取義務化や定期的見直し制度を導入することで、尊厳配慮を実務レベルで強化する必要がある。次に、急速に拡大する民間金融サービスの法的位置づけを明確化し、監督メカニズムと料金透明化を義務づけることで、利用者保護と格差是正を両立させることが急務である⁹⁹。さらに、成年後見・信託・民間サービスなど多制度が並存する状況下で利用者が適切な選択を行えるよう、第5章で提案したワンストップ型の相談支援体制を全国に整備すべきである。

(2) 中長期的制度設計

第5章で詳述した日本版継続代理権制度の創設は、判断能力低下への備えを契約型スキームで行う選択肢を拡大し、後見制度頼みの一元的構造を解きほぐす第一歩となる¹⁰⁰。また、代理決定から支援決定への転換を制度的に裏付ける意思決定支援法の制定は、国連障害者権利条約の理念を国内法に具体化する試金石である¹⁰¹。最終的には、個別立法の寄せ木細工を脱却し、高齢者の権利保障を横断的に貫く基本法を制定することで、理念と制度を統一的に整合させる必要がある。

6.3. 今後の研究課題

本研究は制度比較と理論的検討を中心に据えたため、次の四点を実証的・継続的研究課題として挙げたい。第一に、制度・サービス導入後の効果測定である。具体的には、権利侵害の減少率やQOL指標の変化を定量的に把握し、データに基づく政策評価手法を確立する必要がある¹⁰²。第二に、利用者および家族の主観的評価の系統的収集である。質的インタビューと量的調査を組み合わせ、満足度や尊厳感の推移をモニターし、その結果を制度

⁹⁹ 日本弁護士連合会「代理人による預金取引等に関する意見書」（2021年6月17日）が指摘する不正防止対策の必要性に対応するもの。

¹⁰⁰ フランスのMPFとの比較については前掲2.2.1、日本の制度文化への適合については前掲5.1.1参照。

¹⁰¹ 障害者権利条約第12条については前掲注（58）参照。

¹⁰² 第5章で提示した評価指標（アウトカム・プロセス・アウトプット）に基づく継続的評価システムの実装が前提となる。

改善にフィードバックすべきである¹⁰³。第三に、第5章で言及したAI・ブロックチェーンなど新技術の導入がもたらす可能性と倫理的課題の解明が挙げられる。技術がプライバシーや自律性に及ぼす影響を法学・情報学・倫理学の協働で検討し、安全な活用指針を策定することが求められる。最後に、アジア諸国との比較研究を拡充することである。文化的近接性をもつ韓国、台湾、シンガポール等と制度・運用を多角的に比較すれば、普遍的原理と地域固有の課題を一層鮮明にでき、日本に適合した改革モデルの洗練に資するだろう¹⁰⁴。

6.4. 最終的所見

高齢者の権利保護は、単なる福祉政策ではなく、社会の価値観と制度設計全体を問い直す総合課題である。本研究は、フランスの経験から示唆を得つつ、日本の歴史的・文化的文脈に根ざした改革の道筋を提示した¹⁰⁵。高齢者を「保護の対象」ではなく「権利の主体」として位置づけるパラダイム転換を実現するには、立法・行政・司法・学术界、そして高齢者自身とその家族が継続的に協働し、制度を“生きた仕組み”へと育てていかなければならない¹⁰⁶。

本研究の中核的知見である「尊厳」概念を軸とした多層的保護システムの構築、フランスのMPFを参照した日本版継続代理権制度の提案、そして意思決定支援制度の法制化という3つの柱は、急速な高齢化に直面する日本社会にとって喫緊の課題への現実的解答を示すものである。今後も実証研究と国際比較を深化させ、尊厳ある老いを支える法制度の確立に寄与することが、筆者の次なる課題である。

謝辞

本研究の実施にあたり、一般財団法人ゆうちょ財団 2024 年度研究助成をいただいた。また、フランス現地調査では、パリのUDAFにご協力をいただいた。さらに、審査委員の先生方からは貴重なご指摘・ご示唆をいただいた。ここに深く感謝申し上げる。

(完)

¹⁰³ 前掲注(79)参照。WHOQOL-OLD等の国際標準化尺度を基礎とする評価手法の確立が急務である。

¹⁰⁴ 韓国の成年後見制度(2013年施行)や台湾の意思決定支援制度など、アジア諸国でも類似の制度改革が進んでおり、比較研究の重要性が高まっている。

¹⁰⁵ 第2章での日仏制度比較、第5章での段階的改革アプローチがこの道筋を具体化している。

¹⁰⁶ この協働の必要性は、第5章で論じた社会的合意の形成プロセスにおいて詳述した。制度の社会定着には国民の理解と信頼が不可欠である。